



県章

山形県公報

平成29年4月4日(火)

第2833号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……389
- 山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(道路整備課) ……391

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……392
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……393
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……394
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

企 業 局 関 係

告 示

- 県民ゴルフ場の利用料金……………同

公 告

- 一般競争入札の公告……………(総務厚生課) ……395
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(市町村課) ……397
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……400
- 同……………(同) ……401

正 誤

規 則

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第26号

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則(昭和54年11月県規則第60号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中「は、申込み」を「は、山形県心身障がい者扶養共済制度条例第6条第1項第7条第1項の規定により、」に改める。

別記様式第5号中

理由

を

理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に山形県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

に

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

改める。

別記様式第6号（表面）及び別記様式第8号（表面）中「（昭和54年10月県条例第35条）」を削る。

別記様式第13号中

理由

を

理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に山形県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

に

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

改める。

別記様式第15号中「支給されている年金は」を「支給している年金は、同条例第12条の規定により」に、

備	考	
---	---	--

を

備	考
---	---

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に山形県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。ただし、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

改める。

別記様式第17号の3中「決定した」を「決定しました」に改める。

別記様式第19号中

理由	
----	--

理由	
----	--

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に山形県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。ただし、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第27号

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成25年2月県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表1案内標識の項の表中「117の2-A」を「117の3-A」に、「117の2-B」を「117の3-B」に、「118の3-A」を「118の4-A」に、「118の3-B」を「118の4-B」に、「118の4-A」を「118の5-A」に、「118の4-B」を「118の5-B」に、「118の4-C」を「118の5-C」に、「118の4-D」を「118の5-D」

に改め、同表の備考第1項第1号ト中「118の3-A・B」を「118の4-A・B」に、「118の4-A・B」を「118の5-A・B」に改め、同項第2号ロ中「118の4-A・B」を「118の5-A・B」に改め、同号リ(イ)中「118の3-A・B」を「118の4-A・B」に、「118の4-A・B」を「118の5-A・B」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第261号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人先施の杜 米沢市万世町片子295番地3号	指定障がい福祉サービス事業所なせば成る 米沢市万世町片子295番地3号	放課後等デイサービス	平成29. 4. 1

山形県告示第262号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
株式会社松川 米沢市万世町片子295番地3号	指定障がい福祉サービス事業所なせば成る 米沢市万世町片子295番地3号	放課後等デイサービス	平成29. 3. 31

山形県告示第263号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人先施の杜 米沢市万世町片子295番地3号	指定障がい福祉サービス事業所なせば成る 米沢市万世町片子295番地3号	共同生活援助	平成29. 4. 1

山形県告示第264号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
社会福祉法人にじの家 米沢市太田町三丁目1番32号	グループホームにじいろ 米沢市城南一丁目7番34号	共同生活援助	平成29. 4. 1

山形県告示第265号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
株式会社松川 米沢市万世町片子295番地3号	指定障がい福祉サービス事業所なせば成る 米沢市万世町片子295番地3号	共同生活援助	平成29. 3. 31

山形県告示第266号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社アグリコーポレーション
代表取締役 酒井 正光
東置賜郡高畠町大字竹森740-1

2 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
木村 雅博 東置賜郡高畠町大字上平柳1995-15 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	平成29年3月20日
吉田 仁幸 東置賜郡高畠町大字上平柳435 玄米			

山形県告示第267号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
基幹水利施設ストックマネジメント事業	三 郷 堰 地 区	平成29年3月3日

山形県告示第268号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域
山形県内全域
- 2 基本測量を実施する期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 作業の種類
基本測量 電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正

山形県告示第269号

次の開発行為は、完了した。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成29年3月21日 指令村総建第275号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市大字羽入字北原2066番3、2069番、2069番1、2071番1、2072番1、2078番2、2067番2、2076番1、2075番1、2074番2、2074番3、字角地1803番2、2031番32
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
山形市香澄町二丁目3番32号 社会福祉法人ユトリア会

企 業 局 関 係

告 示

山形県企業告示第2号

県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）第9条第2項の規定により、県民ゴルフ場の利用料金を次のとおり承認した。

平成29年4月4日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

1 利用料金

区 分		金 額	
コース使用料 (グリーンフィ)	平日	1人9ホールまで	1,110円
		1人18ホールまで	2,320円
		1人18ホールを超え9ホールまで	780円
	土曜日等	1人9ホールまで	2,160円
		1人18ホールまで	4,390円
		1人18ホールを超え9ホールまで	780円

乗用カート使用料 (カートフィ)	1人9ホールまで	1,050円
	1人18ホールまで	1,440円
	1人18ホールを超え9ホールまで	1,050円

備考

- 「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
 - 次に掲げる者が利用する場合のコース使用料の額は、この表の額に100分の80を乗じて得た額以内とする。ただし、「1人18ホールを超え9ホールまで」の場合は除く。
 - 年齢65歳以上の者
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
 - 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が利用する場合のコース使用料の額は、1人9ホールまで810円、1人18ホールまで1,620円とする。
- 2 適用期間
平成29年4月4日から平成33年3月31日まで

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県給与等システム運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 入札の場所及び日時
 - 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁総務部総務厚生課内（6階）
 - 日時 平成29年5月18日（木） 午前10時
- 入札に付する事項
 - 調達をする役務の名称及び数量 山形県給与等システム運用管理業務 一式
 - 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 契約期間 平成29年7月1日から平成32年6月30日まで
 - 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総額のうち平成29年7月分から平成30年3月分までの9箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち平成29年7月分から平成30年3月分までの9箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札参加者の資格
 - (1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。
 - 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総務厚生課業務システム担当
電話番号023(630)3337
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成29年4月28日（金）午後4時までに山形県総務部総務厚生課業務システム担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
 - イ 3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)及び(10)に係る事項を証明する書類）
 - ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: The Yamagata Prefectural information system for personnel, wage and benefits operation management business 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 18, 2017
- (3) Contact point for the notice: Public Welfare Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3337

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳法に基づいて整備・運用される住民基本台帳ネットワークシステムにおける、委託者に係る都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企画振興部市町村課行政係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2281
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年3月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額 40,910,572円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営小出アパ ート2号	長井市台町3- 2	3DK	58.0	2	一般用	14,300	16,500	18,900	21,300	24,400	28,100	3月分 の家賃 に相当 する額
同 成田アパ ート	同 成田3102 -3	同	63.9	1	同	16,100	18,600	21,200	24,000	27,400	31,600	
同 小国アパ ート1号	西置賜郡小国町 大字兵庫館三丁 目3-9	同	58.0	4	同	13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,800	
同 2号	同 3-8	同	59.4	2	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同	同	同	59.4	3	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 宝前町住宅	同 白鷹町 大字十王5502- 11	同	77.0	1	同	18,000	20,700	23,700	26,800	30,600	35,300	
同	同	同	77.0	1	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,200	
同 あらとアパ ート1号	同 大字荒砥乙725 -1	同	74.4	1	同	24,000	27,700	31,700	35,700	40,800	47,100	
同 飯豊アパ ート	同 飯豊町 大字萩生3893- 3	同	59.4	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	
同	同	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年4月10日から同月14日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、平成29年4月14日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成29年6月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪トラック10トン級の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成29年5月15日（月） 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 除雪トラック10トン級 1台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成30年2月15日（木）

(4) 納入場所 山形空港 東根市大字羽入字柏原新林3008番地

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品又はこれと同機種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成29年4月21日（金）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月17日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: 10ton Snow Removal Truck Quantity: 1

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. May 15, 2017

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL023 (630) 2723

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車、除雪グレーダ、除雪ドーザ、除雪トラック及び小形除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年4月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成29年5月15日（月） 午後2時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

イ ロータリ除雪車2.2メートル級 2台

ロ ロータリ除雪車2.2メートル級（スイングオーガ装置付き） 1台

ハ 除雪グレーダ3.7メートル級 4台

ニ 除雪ドーザ14トン級（ロータリ除雪装置付き） 1台

ホ 除雪ドーザ14トン級 1台

ヘ 除雪ドーザ11トン級 2台

- ト 除雪トラック7トン級 2台
- チ 小形除雪車1.3メートル級 1台
- リ 小形除雪車1.0メートル級 3台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限

イ (1)のト以外 平成29年11月15日（水）

ロ (1)のト 平成30年1月15日（月）

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)のイからリまでごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品又はこれと同機種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(1)のイからリまでごとの規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成29年4月21日（金）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月17日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① 2.2meters Rotary Snow Remover Quantity: 2
- ② 2.2meters Rotary Snow Remover (Snow Bank Clearing Auger Device) Quantity: 1
- ③ 3.7meters Snow Removal Motor Grader Quantity: 4
- ④ 14ton Snow Removal Wheel Loader (Rotary Snow Remove Device) Quantity: 1
- ⑤ 14ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 1
- ⑥ 11ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 2
- ⑦ 7ton Snow Removal Truck Quantity: 2
- ⑧ 1.3meters Compact Snow Remover Quantity: 1
- ⑨ 1.0meters Compact Snow Remover Quantity: 3

(2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. May 15, 2017

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023 (630) 2723

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成29. 3. 24	第2830号	321	下から11	施設管理、	施設管理・

平成29年4月4日印刷 発行所 山形県庁
平成29年4月4日発行 発行人 山形県